

番号	ご意見の概要	回答
1	区域に指定された場合、制約等を生じるか。	<p>土砂災害防止法に基づく区域指定により、新たに地権者または管理者に制約が生じることはありません。また、斜面对策や移転などの義務も生じません。</p>
2	対策施設等の工作物設置の予定はあるか。	<p>北海道では、急傾斜地法に基づく対策工事などを進めていますが、道内には多数の危険箇所があることから、すべての危険箇所対策工事を実施するには、膨大な時間と費用が必要となります。この度の土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害のおそれがある区域を明らかにして警戒避難体制の整備などを行い、対策工事によらないで住民の生命と身体を守ることを目的としています。</p> <p>なお、この度、指定を予定している箇所においては、斜面对策などを行う予定はありません。</p>
3	基礎調査の結果および区域の危険性について	<p>基礎調査結果や土砂災害警戒区域等の指定状況につきましては、北海道のホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」で閲覧できます。</p> <p>土砂災害は、長雨や集中豪雨などが原因で発生することが多く、地形や地質などによっても左右されるため、土砂災害の発生の有無を特定することは困難です。土砂災害防止法に基づく区域指定は、住民の生命と身体を守ることを目的に、土砂災害のおそれがある区域を明らかにして早めの避難に役立てるものであり、土砂災害の危険度を表すものではありません。</p>

4	当該区域が指定された経緯や理由	急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等の発生により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地について区域指定しております。
5	今回のお知らせはどのような趣旨のものか。	この度のお知らせは、住民の生命と身体を守ることを目的に、土砂災害のおそれがある区域の指定に対してご意見を伺ったものです。
6	構造規制があるとの事だがどういう意味か。	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）で居室を有する建築物を建築する場合は、崩れた土石などの力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにする必要があります。
7	熱海の土砂災害と関係しているのか。	平成11年の広島市などの土砂災害を契機に、平成13年に土砂災害防止法が制定され、土砂災害警戒区域等の指定が進められており、熱海市の土砂災害が契機ではありません。
8	基礎調査はいつおこなったのか。	北海道が、昨年度調査しております。

9	区域指定は市の地域防災計画によるものなのか。 市の地域防災計画とどのような関係があるのか。	区域指定については、土砂災害防止法に基づき北海道が指定しております。 区域指定の後、地域防災計画に掲載しております。
10	区域指定に関して、市はどのような立場なのか。	市は、区域指定に係る住民意見の集約の場として住民説明会を開催しております。 また、住民意見の集約した後、北海道に対して、意見を行っております。
11	区域に指定された土地を市に自由に使用してほしい。	市が土地を買い取ることや寄付を受けることはありません。
12	故人宛にお知らせが送られてきたのはなぜか。	この度のお知らせは、登記上の情報をもとに、指定を予定する区域内の土地所有者、建物所有者、建物占有者を対象に送付させていただいたものです。
13	構造規制とがけ地の移転補助が対象になるか教えてほしい。	構造規制については、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で建築する場合に対象となります。 がけ地近接等危険住宅移転事業については、危険区域に居住する方の移転を支援するための補助制度であり、対象要件等がありますが、基本的には住宅が対象となります。

※ご意見は、個人情報保護の観点から「ご意見の概要」として掲載しています。